北海道告示第１０８９８号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和７年５月15日

北海道知事　鈴木　直道

１　資格及び調達をする役務等の種類

令和７年度（2025年度）において道が締結しようとする（１）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（２）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（３）に定めるものとする。

（１）契約

令和７年５月15日に一般競争入札の公告を行う令和７年度（2025年度）洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業委託業務契約

（２）資格

令和７年度（2025年度）洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業委託業務の資格（以下「資格」という）

（３）役務等の種類

令和７年度（2025年度）洋上風力発電サプライチェーン構築・人材確保支援事業委託業務

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

（８）単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。

（９）コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

３　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（１）申請の時期

資格審査の申請は、令和７年５月22日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（５月22日においては、午後３時まで）の間にしなければならない。

（２）申請書類の入手方法

下記７の場所で交付する。

なお、北海道経済部ＧＸ推進局ＧＸ推進課のホームページからダウンロードすることができる。
(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/221636.html)

（３）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

（4）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次に該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

（2）再申請の方法

再申請しようとする者は、下記７の場所に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（1）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（2）有効期間の更新

資格は１の（1）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（1）２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（2）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7　資格に関する事務を担当する組織

（1）　名　　称　北海道経済部ＧＸ推進局ＧＸ推進課風力係

（2）　所 在 地　札幌市中央区北３条西６丁目

（3）　電話番号　011-204-5327